

議員提出議案第3号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成19年3月 9日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者	川崎市議会議員	嶋 崎 嘉 夫
	〃	飯 塚 正 良
	〃	鎚 木 茂 哉
	〃	大 島 明
	〃	石 田 康 博
	〃	玉 井 信 重
	〃	潮 田 智 信
	〃	東 正 則
	〃	本 間 悦 雄
	〃	岩 崎 善 幸
	〃	後 藤 晶 一
	〃	竹 間 幸 一
	〃	佐々木 由美子

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第73条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。